

ヒルフェ通信(7月号)

❖ そっと寄り添いやさしくサポート ❖

「公益社団法人成年後見支援センターヒルフェ」は東京都行政書士会が社会貢献の一環として設立した法人です。



◆平成28年度定時総会開催

平成28年6月14日午後1時30分より行政書士会館地下講堂におきまして、定時総会が開催されました。ヒルフェ会員数217名、出席者201名(委任状28、書面による議決権行使87を含む。)、よって定足数を満たし定時総会は成立致しました。

- 第1号議案 平成27年度事業報告の承認について
- 第2号議案 平成27年度決算報告の承認について及び監査報告
- 第3号議案 平成28年度事業計画(案)の承認について
- 第4号議案 平成28年度予算(案)の承認について
- 第5号議案 定款変更の承認について
- 第6号議案 第三者委員の選任について
- 第7号議案 役員を選任の承認について



各議案は、すべて賛成多数により承認可決されました。

なお、総会後の理事会において、下記決定いたしました。(順不同敬称略)

理事長	常住 豊	理事	小嶋 俊裕	理事	高山 久美子
副理事長	河野 基史	理事	三木 隆	理事	中津原 由実子
副理事長	東村 次郎	理事	飯村 慶一	理事	林 幹
副理事長	斉藤 志郎	理事	江尻 光太郎	理事	宮本 重則
専務理事	佐々木 正彦	理事	木寺 英二		
理事	石崎 祐子	理事	小林 信之	監事	秋葉 理人
理事	釘田 一富	理事	関口 和雄	監事	笠井 隆司
理事	黒澤 聡子	理事	高橋 進		

◆成年後見制度の利用促進法レポート④

5月13日施行となった利用促進法は、3つの基本理念(3条)の実現に向けた基本方針(11条)の下、利用促進に関する目標や講ずべき施策等を内容とする「成年後見制度利用促進基本計画」の策定を政府に求めています(12条)。そして、内閣総理大臣を会長とし、関係大臣等を委員とする「成年後見制度利用促進会議」(13、14条)と共に、10人以内の有識者で構成する「成年後見制度利用促進委員会」を内閣府に設置。委員会は、内閣総理大臣又は関係各大臣に建議することやその諮問に応じた調査審議をつかさどるとされます(15条~22条)。

地方では同様な措置を講ずることが努力規定となり、市町村は基本計画を策定し、審議会その他の合議機関を置くことに努め、都道府県は、広域的な見地から人材の育成や必要な助言等の援助を行うよう努めるとされます(23、24条)

但し、内閣府の組織は施行後2年以内に廃止され、厚労省所管の利用促進会議と専門家会議に移行予定。なお、法案末尾に本法施行に要する経費は約7千万円の見込みとある点、制度の充実が空手形かとの指摘もありです。(理事 高橋進)

◆「成年後見事件の概況-平成27年1月~12月」が出ました。

全体の申立件数は、2年続けて対前年比減となっておりますが、本年は1.2%増に転じ、件数も過去最高の34,782件となりました。後見類型はほぼ横ばい(0.02%増)ですが、保佐・補助・任意後見監督人選任申立は件数は少ないものの、それぞれ5.8%、3.5%、10.6%増加しています。

申立人と本人の関係では本人の子が最も多く30.2%を占めますが、昨年の32.1%より減少し、件数も523件減っています。次に多い首長申立は、17.3%となっております、昨年の16.4%を上回り、件数も401件増えています。なお東京管内は19.3%を占め、件数も104件増加しています。首長申立は、昨年も対前年比11.1%増、今年もまた前年比で10.8%増と確実に増加傾向にあります。

成年後見人等と本人の関係について、親族と第三者の選任の割合は昨年がそれぞれ約35%、65%、本年は30%、70%とますます第三者選任への移行の傾向が顕著となりました。その中で、行政書士の受任件数は、昨年に引き続きやや減少となり、822件でした。

なお、平成24年の導入時から、後見制度支援信託の利用状況の報告がありましたが、今回はなく、必要時の信託利用が定着してきたものと思われれます。